

長崎市赤ちゃんの駅推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、授乳又はおむつ替えができる場所等を提供することができる施設を長崎市赤ちゃんの駅として認定し、広く公表することにより、乳幼児（おおむね3歳以下の児童をいう。以下同じ。）及びその保護者等が安心して外出できる環境を整えるとともに、社会全体で子育てを応援する意識を醸成することを目的として実施する長崎市赤ちゃんの駅推進事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、長崎市赤ちゃんの駅（以下「赤ちゃんの駅」という。）とは、長崎市に所在する公共施設、来訪者を限定しない民間施設で乳幼児及びその保護者等が授乳やおむつ替えで利用できる施設であって、市長が認定したものをいう。

(認定基準)

第3条 赤ちゃんの駅として認定する施設は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 授乳又はおむつ替えができる場所又は設備を有すること。この場合において、授乳ができる場所又は設備については、壁やカーテン等により第三者から見えなないようにするなど、プライバシーの確保に配慮されていること。
- (2) 授乳又はおむつ替えができる場所又は設備を無料で提供できること。
- (3) 赤ちゃんの駅として認定を受けようとする施設の設置及び管理運営を行う企業、団体等が、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第2条第1号に規定する暴力団でないこと。
- (4) 赤ちゃんの駅として認定を受けようとする施設の設置者及び管理者が、長崎市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第12条に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) その他事業にふさわしくないと市長が認める施設でないこと。

(認定)

第4条 赤ちゃんの駅として認定を受けようとする施設の設置者又は管理者は、提供することができる場所又は設備（以下「提供内容」という。）、提供することができる日及び時間（以下「提供日時」という。）その他必要な事項を記載した長崎市赤ちゃんの駅認定申請書（第1号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない

ない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、現地確認等を行った上で、前条各号の要件を満たすと認めるときは、当該申請に係る施設を赤ちゃんの駅として認定するものとする。

3 市長は、前項の規定により赤ちゃんの駅の認定をしたときは、長崎市赤ちゃんの駅認定証（第2号様式）を申請者に交付するとともに、表示用ステッカーを交付するものとする。

4 市長は、第2項の規定により赤ちゃんの駅として認定をした施設（以下「認定施設」という。）を長崎市赤ちゃんの駅認定施設台帳（第3号様式）に掲載するものとする。

（認定内容の公表）

第5条 市長は、認定施設の名称、所在地、提供内容、提供日時等の情報をホームページその他適当と認める方法により公表するものとする。

2 認定施設の設置者又は管理者（以下「認定施設管理者等」という。）は、赤ちゃんの駅である旨をホームページや広告等に表示することができる。

（認定内容の変更等）

第6条 認定施設管理者等は、認定された内容を変更し、又は認定施設を廃止しようとするときは、長崎市赤ちゃんの駅認定内容変更・廃止届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、認定施設又は認定施設管理者等が、第3条各号の要件を満たさないことが明らかになったとき、又は赤ちゃんの駅として適当でないとき認めるときは、認定を取り消すことができる。

3 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、理由を付して長崎市赤ちゃんの駅認定取消通知書（第5号様式）により、当該取消しに係る施設の認定施設管理者等に通知するものとする。

（表示用ステッカーの掲示）

第7条 認定施設管理者等は、表示用ステッカーを施設の出入口その他利用者の目に付きやすい場所に掲示するものとする。

2 認定施設管理者等は、表示用ステッカーが破損又は劣化した場合は、市長に交換を申し出るものとする。

3 認定施設管理者等は、認定施設を廃止し、又は認定を取り消されたときは、当該

日以降、表示用ステッカーを掲示してはならない。

(施設の管理及び利用の制限等)

第8条 認定施設管理者等は、認定施設の衛生管理に努めるとともに、利用者の安全確保について、十分に配慮するものとする。

2 認定施設管理者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、提供日時においても利用を制限し、又は利用者に退去を命ずる等必要な措置を講ずるものとする。

(1) 安全性の確保や適正な衛生管理を行う上で、重大な支障があると認められるとき。

(2) 利用者が、認定施設の管理者の指示に従わなかったとき。

(3) 認定施設の都合により、臨時的に休止する必要が生じたとき。

(4) その他施設管理上の支障があるとき。

(実施状況の報告等)

第9条 市長は、認定施設管理者等に対して、必要に応じ、事業の実施状況について報告を求めることができる。

2 市長は、必要に応じ、認定施設の現状を確認することができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

第1号様式～第5号様式

(省略)